

建設工事競争入札参加資格審査における社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）未加入対策について、国土交通省では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から取り組んでおり、平成 29 年度以降、全ての建設業許可業者の社会保険等加入を目指し、さらなる対策の強化を公表しているところです。

このような国の対策の趣旨を踏まえて、本市におきましても、平成 29 年度建設工事競争入札参加資格審査（平成 29 年 1 月～2 月受付予定）から、社会保険等への加入を申請要件としますので、あらかじめ御承知おきください。

競争入札参加資格審査申請を希望する業者で、社会保険等未加入業者（※）におかれましては、この点に御留意いただくとともに、早期に社会保険等加入への手続きを行われますようお願い申し上げます。

※適用事業所でない者、適用除外の者を除く。